

最初の問題提起——初心忘れることなく

解き及ばなかった課題はいくつかあります。なかでも本稿校了と決め、なお残るのは、

なぜ、宮澤弘幸とレーン夫妻だったのか、
なぜ、かくも重刑だったのか、
その罍をはめたのは誰なのか、

——です。

これは最初の課題であり、冊子を一つ作ってなお解けなかった課題ということになります。

心算

でも解けなかった、ではすまないでしょう。

一つ、レーン夫妻については、アメリカ人だったというのはいつ特定になります。アメリカとの戦争を起したことによって敵国人となりました。確かに「心の会」にいた外国人のうちアメリカ人は夫妻だけでした。しかし開戦時に日本にいたアメリカ人は白人系だけで五百三十人余（『外事警察概況』）にのぼります。

そのうえ、ハロルド・レーンは良心的兵役忌避者であり、札幌に骨を埋めるつもりで墓地を確保し、二十年間一途に北大の教師を勤めあげてきています。ポージン・レーンはそれ以上で、京都に生まれた日本育ちです。日本を第二の祖国とするアメリカ人といつていいでしょう。

宮澤弘幸については、本冊子でその人となりを紹介した通りです。一言にすれば当時の時流である八紘一字を根底に、しかしそのためにこそ世界に目を広げねばと努力した若者——いえば坂の

上の雲たちの末裔です。結果はとまれ、この国の形をつくつてきた群雄たちの、その第何次かの気鋭でしょう。

確かに「心の会」でも目立った気鋭でした。しかし突出していたわけではなく、それぞれの個性を十分に發揮し合っていた仲間の一人です。戦雲濃くする中で、当時の北大がなお学生たちに自由な研鑽を保障する風土にあったこと、本冊子第二部で明かした通りです。

日米交換船

ではなぜ、レーン夫妻であり、宮澤弘幸だったのか——。

関心深く究めようとする人たちの中で浮沈する一つに、拘束交換説があります。

たとえば当時、横浜正金銀行サンフランシスコ支店長だった人物との交換です。支店長の父親は宮内大臣であり、妹は天皇に最も近い皇族の妃ですから、開戦当時にアメリカに居た第一級の重要人物です。

実際、レーン夫妻は日米交換船によってアメリカに送還されており、それも二度企てられ二度目に実現しているという事実もあります。でもどうでしょう。レーン夫妻は、アメリカにとって交換に釣り合う重要人物でしょうか。

だからレーン夫妻は「本当にスパイだった」との穿った説まであります。

しかし、これも違うでしょう。交換要員として国家が認めることは、スパイであることを国家が認めることです。スパイの世界

ではそんなことはしません。窮地に陥ったスパイは見殺しにするのが、忍びの時代からの鉄則です。

では、なぜ——。

常識で納得のいく答えが残されていないとなれば、非常識の世界で探ってみるのも、何らかの示唆が得られるかもしれません。乱暴な証拠隠滅によって合理的な証明が閉ざされているからといって、踏み止まればかりでは、先への一步も開かれてはこないからです。

推測しうるのはみせしめ、です。それも当時の国家の乱暴さからくる強烈なみせしめ、です。それは当のレーン夫妻と宮澤弘幸にスパイの嫌疑があったから「みせしめ」にしたという段階を超えていて、嫌疑があつてもなくても、いえむしろ嫌疑がなくていいのです。無実のほうがかえって与える衝撃がかさ上げされるからです。

対象は、仮想本物のスパイ、です。国はその気になったら「いつでもお前たちをひっ捕える。それは証拠はもとより嫌疑があつてもなくてもだ」という脅しであり、布告です。ですから、判決が粗雑で非論理的であつてもよく、むしろそのほうが脅しの効果があるといえるでしょう。

同時に、検挙、裁判、投獄を通してすべてを闇の中で行い、豪も世間に知らせようとしなかったのも、その故です。闇には闇を通じたほうが、よく伝わると考えたのでしよう。

口封じ

捜査段階からの一件書類は敗戦時のどさくさに隠滅されたというのが定説ですが、何時誰が何を隠滅したかの証拠が残っている

わけではありません。おそらくは裁判終結と同時に始末されていたと考える方が理にかなっています。生身の人間を獄につないでおくのですから、その根拠となる大審院判決の本体原本だけを残して、です。

こう解けば、懲役十五年の量刑にも説明がつきます。これは口封じ、です。闇の中で行われた一件の唯一の生き証人は受刑者です。臨終を自覚した宮澤弘幸が

「必ず回復して、北海道で何があつたのかをあらいざらいい書いて、出版する」

——と、声ふり絞った思いが、改めて胸に突き刺さります。

判決に示された「犯罪事実」が一步引いて軍機保護法上での国家秘密だとしても、その実際は国家を揺るがしたり軍事作戦を危うくする重罪にあたるものではありません。しかも判決は、同法上の「外国若ハ外国ノ為ニ行動スル者(スパイ)」とは認定せず「他人」の扱いなのです。

「他人」に科せられる同法の罪の下限は「二年」ですから、「十五年」は不当判決を隠蔽するための口封じ以外の何ものでもないでしょう。

闇の深さ

ではもう一つの謎、畏を仕掛けたのはいったい誰なのか。国家とはいよいよ、国家という人間がいるわけではありません。特定の権力を得た人間が国家を装って国権を左右していること、忘れてはなりません。国家が不義を働くときの闇の深さを思い知らされるばかりです。

——以上はもとより推測です。裏付ける直接の証拠はなにもありません。また最初から仕組んだ畏なのか、それとも途中で何か

が起きて切り替えたのか、それもしれません。

しかし、紛れもない冤罪によって生身の人間が死に追いやられるまでの残虐に遭い、心まで壊され、その家族もまたゆうに半世紀を超す苦痛の人生を強いられ、社会が相互不信という歪を背負わされた事実は、どうすればいいのでしょうか。

少なくともそれが国家による乱暴な仕打ちだったことは拭いようもありません。

一件事実が証拠と共に消されたといつて、そこに止まっては思考も止まったままです。視点を変え、視点を立て、大枠において合理的に説明のつくものならば、そこから何を学ぶべきか、何をなさなければならぬかを考える、大切なことと思います。それが、この冊子の願う一歩です。

正の原義は征

正義という言葉に疑問を感じたこと、あるでしょうか。

本稿にあつて、国家の働いた不義を思い、世に正義はないものかと思ひ、ふと白川静の『字統』をみて驚きました。

正はもと征服の意。正が多義化、つまり多様に使われるようになってから、これを区別するために「征」の字が作られた。

義は羊と我からなり、我は鋸の象形、よつて羊に鋸を加えて犠牲（いけにえ）とするの意。

正の字だけで既に征服の意であるうえ、いけにえの義を加えて正義。征服し犠牲を強いる行為を正当行為とするがゆえに、正義とする。

征服支配こそ強者の正義。正義の語義が支配の仕方によって拡大され、のち（いま使われている）中正、正義の意となった。

正義の語に、征服と犠牲の意があつたとは思ひもしませんでし

た。しかし振り返れば、国家が正義をかざして犯した罪の深さは歴史が示しています。

いまさら正義に代わる言葉を創るのは至難ですから、正義は正義でいいのかもしれない。

しかし、往々、正義を欲しがるのは権力、強者の側で、そこから遠い者ほど正義の犠牲にされていること、これはやはり言葉の淵源にかかわっているのかもしれない。このことは知っておくこと大事です。

スパイと偵察

とはいいいながら、さほどわれわれ既成観念あるいは常識につかりきつて顧みることなく暮している、と愕然です。

重ねてもう一つ、

スパイ (spy) ってなんでしょう。

卑劣、裏切り、ついでに非国民。いずれにしても褒められた行為とは言えないようです。ですからスパイをやつたら糾弾され罰せられ、たとえ罪を認めて刑に服したとしても家族一族ぐるみで後々まで排除されて当然の存在となります。

では、偵察はどうでしょう。これも英語の spy の訳語す (act of spying)。決死の潜入によつて英雄となり、また白昼公然と他国領土内に無人機を侵入させて映像を盗み撮りしても国益と称えられています。

どこが違うのでしょうか。

国家が国家の意志によつて行い行わさせるのが偵察 (スパイ) であり、ゆえに正義となり、英雄となり、国をあげて称えられます。ですからその裏返しは国賊 (スパイ) であり、国家の意に背く行為として問答無用で糾弾され、ゆえに不正義・犯罪となるの

です。

公開質問

かつて一九八六年の秋、「スパイ防止法を支持する法律家の会」なる団体が結成されたことがあります。同法立法の動きに反対した日本弁護士連合会（日弁連）をはじめとする反対勢力の盛り上がりに対抗して結成されたらしく、日弁連宛に公開質問状を出しました。

「スパイ防止法は国家の存立そのものを守るのが目的である」
「（国民の知る権利も）国の安全と独立が確保されてこそ存立し得る」

「我々は祖国と同胞を裏切る、このような貴会の政治運動をこのまま放置することは、必ずや国の将来を誤り、我が国の安全、存立を危うくする結果を招来するものであると確信する」
——等々。かくまくし立てられると、半分くらい一理あるかなと思えてくるかもしれません。

混沌に視点

人は群れて生きる動物であり、群れを裏切る行為へは本能的に身構え、捕えて罰を与える、のかもしれない。

一歩引き、スパイを捕えるのは国を守る正義だとして、スパイ呼ばわりされた事件の千に三つは本当に国を裏切り、国を売るものだったのかもしれない。

人と人の間であれ、群れの中においてであれ、裏切りはいけません。本当に裏切ったのであれば、制裁を加えるのもまた正義なのかもしれません。

ですが、問題はここ先です。仮に厳正なるスパイ防止法が出来

たととして、それが厳正に運用されるかという点、限りなく否、です。スパイか否かを人が厳正に見分けるのは至難です。

そしてもっと問題なのは、この過程で限りなく冤罪をつくることです。千に三つを罰し、あるいは防止し得たとして、九九七の冤罪をつくるのがスパイ防止法の実相です。

宮澤弘幸を死に至らしめた軍機保護法が、それを証明して余りあります。軍機保護法は余りにも露骨な残虐法でしたが、スパイ防止を掲げる法律を作ろうとすれば、これを真似るよりほかにつくりようがないでしょう。

人と人であれ、群れの中であれ、裏切りのない関係を築くには共に信頼関係を養い、強くする以外にはあり得ません。制裁を加えたり、脅したりして防げるものではありません。

しかも国を守ると称して、どれほど多く国の中の信頼関係を壊してきたことか。心を壊してきたことか、この冊子の訴えたいことは、そこへ行きつきます。

混沌の中でも視点を立てて、そこから一歩を進むことが大事です。本会を立てるにあたって、改めて、そのことを考えました。

極めて特異な形で現れた冤罪事件の謎は謎としてとことん究明を続けると共に、この謎も含めて事件の真相を広く知ってもらふことで二度と冤罪を起させない世の中に、と願う次第です。

*以上、冊子『スパイ冤罪 宮澤レーン事件 真相を知ってほしい』の「あとがき」から修正、再録。原典中、対北大対応に言及の部分は本編収録「北大に求めた処置と責任」（99頁）と重複するので省いた。